

様式第8号（第6条関係）

承 認 書

伊清第 452号

平成24年 8月 1日

株式会社エム・シー・エス

代表取締役 山本 文生 様

伊賀市長 内 保 博 仁



平成22年 6月 5日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬・処分業及び浄化槽清掃事業許可事項変更申請については、次の条件で承認します。

処分業

株式会社エム・シー・エスと株式会社オンリーの吸収合併

株式会社エム・シー・エスが株式会社オンリーの処分業に関する許可事項並びに事業を継承し、吸収合併することを承認する。

第11号様式 (第8条関係)

業種 分類	(1) 収集運搬
	(2) 処分
	(3) 浄化槽清掃

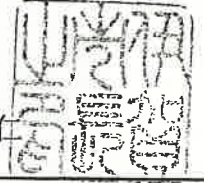
一般廃棄物収集運搬・処
分業及び浄化槽清掃業
許 可 証

許可番号	伊第 24-17 号
許可年月日	平成24年3月15日

平成24年1月20日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業・処分業及び浄化槽清掃業について、次の条件で許可します。

株式会社オンリー
代表取締役 山本 文生 様

伊賀市長 内保 博仁



住所又は営業所の所在地	伊賀市島ヶ原8801番地の8
名称又は代表者氏名	株式会社オンリー 代表取締役 山本 文生
廃棄物の種類	一般廃棄物 (ごみ)
収集運搬・処分及び浄化槽清掃業の別	処分業
有効期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
事業区域	伊賀市内全域

条 件

- 1 処分業 (堆肥化) として取り扱う一般廃棄物の種類は、生ごみ、剪定枝チップ及び草チップとする。
- 2 処分業として許可する堆肥化施設の設置場所は伊賀市島ヶ原8801-8とする。
- 3 搬入される食品残渣 (18.8t/日) は、作業員の手選別により、分別を行い堆肥化及び飼料化する。ただし、飼料化は9.4t/日以内とする。
- 4 一般廃棄物の搬入時の臭気漏れや液だれには十分に注意すること。
- 5 施設内からの排水流出事故が発生した場合には直ちに伊賀市役所島ヶ原支所に連絡をするとともに、オンリーが主体となって問題解決に当たること。
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則並びにその他関係法令を遵守するとともに市長の指示に従うこと。
- 7 誓約書を厳守すること。
- 8 業務実績報告書を、翌月の10日までに市長に提出すること。

区分	許 可 機 種	備 考
ごみ	破碎施設 処理能力 26.4t/日 (3.3t/時間: 8時間)	
	堆肥化施設 処理能力 18.8t/日 (0.783t/時間: 24時間)	
	飼料化施設 処理能力 9.4t/日 (1.175t/時間: 8時間)	

